

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年四月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年四月三十日

埼玉県飯能県土整備事務所長 関

宏

路 線 名	県道飯能下名栗線
供用開始の区間	飯能市大字原市場字柳瀬一六八番一地先から 同市大字原市場字柳瀬一七五番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限 る。)
供用開始の期日	令和七年四月三十日
備 考	令和三年七月三十日付け埼玉県 飯能県土整備事務所長告示第十 三号で告示した道路予定区域の 一部供用開始である。 延長九八・三六メートル。